

特定機械等を設置している事業場の皆さまへ

検査証の有効期間切れに注意してください

平塚労働基準監督署 安全衛生課

労働安全衛生法に定められている特定機械等（下記参照）は、その安全性能を確保するため、設計・製造の段階から使用の段階にわたって一定の基準を満足させる検査等が義務づけられています。

特定機械等は、製造後の検査（製造時等検査、落成検査）により、検査証が交付されています。その検査証には種類に応じて有効期間が定められており、有効期間を更新するには、登録性能検査機関の性能検査を受ける必要があります。

有効期間を更新していない場合は、その特定機械等を使用することができませんので注意してください。

<検査証の見本>

第〇〇〇号 ボイラー 検査証			
事業場の所在地			
事業場の名称			
種類			
最高使用圧力	MPa		
伝熱面積又は内容積	m ²		
構造検査又は使用検査の封印番号			
有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		至 年 月 日	
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		至 年 月 日	
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		至 年 月 日	
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		至 年 月 日	
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		至 年 月 日	
平成 年 月 日			
平塚 労働基準監督署長			

検査証に記載されている有効期間を確認して、性能検査の受ける時期を年間計画等で管理しておいてください。

有効期間の記載欄

特に落成検査後の第一回目の性能検査を失念して有効期間切れとなるケースが多く発生しています。

特定機械等とは

- 1 ボイラー
- 2 第一種圧力容器
- 3 つり上げ荷重3 t以上のクレーン（スタッカー式クレーンは1 t以上）
- 4 つり上げ荷重3 t以上の移動式クレーン
- 5 つり上げ荷重2 t以上のデリック
- 6 積載荷重1 t以上のエレベーター
- 7 ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフト（積載荷重0.25 t未満のものを除く）
- 8 ゴンドラ



誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために
神奈川労働局 第12次労働災害防止推進計画期間中！